

永生病院 身体的拘束最小化宣言

身体的拘束は患者さまの自由を制限するものであり、患者さまの尊厳ある生活を阻害するものです。当院では、患者さまの尊厳を尊重し、患者さまの生命に危険が及ぶ場合を除き、身体的拘束は行いません。拘束に頼らないケアを実践し、患者さまの安全と尊厳の保持に努めます。

2026年5月
永生病院 院長 飯田達能

永生病院における身体的拘束最小化規程

1. 基本方針

患者様の生命に危険が及ぶ場合を除き、身体的拘束は行わない。

以下3つの要件をすべて満たす場合に限り、必要最低限で行う。

- ① 患者様本人又は他の患者様等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い（切迫性）
- ② 身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がない（非代替性）
- ③ 身体的拘束その他の行動制限が一時的なものである（一時性）

身体的拘束とは：患者様の行動を制限する行為であり、拘束帯による四肢体幹の固定、ベッド柵への紐固定、自分ではすすことのできない4点柵、ミトンや抑制着の使用等を指す。

2. 身体的拘束基準（開始と解除）

1) 患者様を安全に治療・看護・介護するため、やむを得ず行動制限を行う場合は必要最小限とし、必要がなくなり次第中止する。

【身体的拘束理由】

- ① 患者様の認知障害に伴う危険を防止するため
- ② 患者様の転倒や転落を防止するため
- ③ 患者様の暴力行為などにより、ご自身および他の患者様への危険が大きいため
- ④ 輸液ライン・経管栄養チューブ・気管内挿管チューブ等の抜去により、安全な治療が困難となるため
- ⑤ その他（3つの要件を満たし、医師が必要と認めた場合）

2) 身体的拘束実施の判断は医師が行い、実施に際しては家族の同意および院長の許可を必要とする。

- ① 主治医は、やむなく拘束を申請した場合、その理由および経過を診療録に記載する。
- ② 身体的拘束の継続については、医師・看護師等で必要性を検討し、常に身体的拘束以外の対応を検討しながら必要最小限にとどめるよう努める。
- ③ 身体的拘束の理由がなくなった場合は、速やかに解除する。
- ④ 身体的拘束の解除に際しては、院長への解除届を提出する。
- ⑤ 身体的拘束実施中は、医師の実施指示および実施記録を必要とする。
- ⑥ 医師の実施指示は、必要時ごとに指示を出す。



医療法人社団 永生会

永生病院